*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(1)　建築物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 配置 | ・ 建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。 |  |
| ・ 工場、倉庫においては、周囲への圧迫感を軽減するよう、敷地境界から建築物への距離を多くとるよう努める。 |  |
| ・ 公園、緑地、河川、ため池の周辺や眺望点の周辺では、空間の広がりや眺望を損なわないよう配慮する。 |  |
| ・ 周辺の地形やまちなみなど周辺景観の基調から突出した印象とならないように努める。 |  |
| ・ 周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。 |  |
| 形態 | ・ 周囲の建築物やまちなみおよび自然景観との調和や統一感に配慮するよう努める。 |  |
| 意匠 | ・ 外壁などの汚染・退色や、設備の腐食などに対しては、定期的に補修し、美観の維持・景観の向上に努める。 |  |
| ・ 建築材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、対候性のあるもの、または、年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努める。 |  |
| ・ 外壁のデザインは道路に面する部分だけではなく、側面や背面にも配慮する。 |  |
| 色彩 | ・ 色相2.5R～10Yは、彩度（鮮やかさ）を８以下とする。その他の色相は２以下とする。 |  |
| ・ 外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 |  |
| 建築設備 | ・ 空調室外機などの建築設備は、道路側から見えにくいよう工夫する。 |  |
| ・ 屋上に設ける設備は、必要最小限にとどめ、周囲の壁面を立ち上げるかルーバーにより隠すなど外部から見えにくいよう工夫する。 |
| ・ 外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観となるよう努める。 |
|  | ・ 屋外階段、立体駐車場などは、建築物と一体的な外観となるよう努める。 |  |
|  | ・ 車庫、駐輪場、倉庫、設備機械室などの附属建築物、自動販売機、ごみ集積所などは、周辺の景観、まちなみとの調和に配慮する。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 建築設備 | ・ 照明の使用光源は穏やかなものとし、空や道路などの公共空間には照射しない。また、対象物以外への照射は最低限にするなど周辺の環境に配慮する。 |  |
| ・ 照明器具は、省エネルギー性に配慮し、効率の良い光源、安定器などの使用に努める。 |
| ・ ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 |
| 外構緑化 | ・ 共同住宅の特定開発事業または開発区域の面積が3,000㎡以上の特定開発事業（住宅の建築を目的とする特定開発事業を除く。）を行う場合は、開発区域内の敷地に当該開発区域の面積の５％以上の植栽をしなければならない。 |  |
| ・ 店舗などの前面で余地がある場合は、シンボルツリーを植えるよう努める。 |  |
| 外構緑化 | ・ 敷地内には樹木や花壇を設け、四季を演出するよう努める。 |  |
| ・ 工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。 |  |
| ・ 既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。 |  |
| ・ 駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮する。 |  |
| ・ 柵、塀などは、緑が映えるよう配置、色彩、素材に配慮し、可能な限り生垣とするよう努める。 |  |
| その他 | ・ 柵、塀などの汚染・退色などに対しては、定期的に塗装など修繕を行い、美観の維持、景観の向上に努める。 |  |

*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(2)　工作物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 位置 | ・ 周囲の建築物やまちなみおよび自然景観との調和や統一感に配慮するよう努める。 |  |
| 形態 | ・ 工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 |  |
| ・ 建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 |  |
| ・ 擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。 |  |
| 素材 | ・ 退色や破損がしにくい、長寿命な素材を用いる。 |  |
| 色彩 | ・ 他法令に基準のあるものを除き、周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源などとの調和に配慮した色彩とし、突出した色彩や不調和な色彩は避け、緑が映える落ち着いたものとする。 |  |
| ・ 工作物に用いる色彩は、当該工作物を建設しようとする敷地内に建つ建築物の外壁や屋根において定められた景観形成基準と同じとする。 |  |
| 建築  設備 | ・ 照明の使用光源は穏やかなものとし、空や道路などの公共空間には照射しない。また、対象物以外への照射は最低限にするなど周辺の環境に配慮する。 |  |
| ・ 照明器具は、省エネルギー性に配慮し、効率の良い光源、安定器などの使用に努める。 |  |
| ・ ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 |  |

*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(3)　開発行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 位置  ・  形態 | ・ 現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。 |  |
| 緑化 | ・ 開発区域の面積が3,000 ㎡以上の開発行為（住宅の建築を目的とする開発行為を除く。）を行う場合は、開発区域内の敷地に当該開発区域の面積の5％以上の植栽をしなければならない。 |  |
| ・ 行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 |  |
| ・ 敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、活かすよう努める。 |  |
| ・ 生物多様性の環境に配慮した緑化に心がける。 |  |

*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(4)　その他の行為

【土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 位置  ・  形態 | ・ 現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。 |  |
| 緑化 | ・ 開発区域の面積が3,000 ㎡以上の特定開発事業を行う場合は、開発区域内の敷地に当該開発区域の面積の５％以上の植栽をしなければならない。 |  |
| ・ 行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 |  |
| ・ 駐車場用地については、開発区域の周りを樹高1.5ｍ以上の中高木により、植栽で囲うように積極的に努める。 |  |
| ・ 敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、活かすよう努める。 |  |
| ・ 生物多様性の環境に配慮した緑化に心がける。 |  |

*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(4)　その他の行為

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 位置  ・  形態 | ・ 現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。 |  |
| ・ 道路や公園などの公共空間から容易に望見できないように、周囲の景観に配慮した塀や植栽で遮断するなどの工夫をする。 |  |
| 緑化 | ・ 開発区域の面積が3,000 ㎡ 以上の特定開発事業を行う場合は、開発区域内の敷地に当該開発区域の面積の５％以上の植栽をしなければならない。 |  |
| ・ 行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 |  |
| ・ 敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、活かすよう努める。 |  |
| ・ 生物多様性の環境に配慮した緑化に心がける。 |  |
| ・ 資材置場用地については、開発区域の周りを樹高1.5ｍ以上の中高木により、植栽で囲うように積極的に努める。 |  |

*景観形成のために特に配慮した事項　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿*

(4)　その他の行為

【木竹の伐採】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | | 具体的に配慮した内容等  （該当ない場合は、ー　を表示） |
| 木竹の伐採 | ・ 周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採は必要最小限となるよう努める。 |  |
| ・ 当該行為の対象となる土地の周りを樹高1.5ｍ以上の中高木により、植栽で囲うように積極的に努める。 |  |